【厚生労働大臣が定める掲示事項】

届出等による医療について

1. 当院は次の施設基準に適合している旨、近畿厚生局長に届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準等		
障害者施設等入院基本料 （10 対 1 入院基本料）	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 地域包括ケア入院医療管理料 4	医療安全対策加算 2 医療安全対策地域連携加算 2
特殊疾患入院施設管理加算 療養環境加算	療養病棟療養環境加算 1 認知症ケア加算 2	感染対策向上加算 3 連携強化加算
データ提出加算 1（ロ）	データ提出加算 3（ロ）	入退院支援加算 1
診療録管理体制加算 3	入院時食事療養（Ⅰ）／入院時生活療養（Ⅰ）	地域連携診療計画加算
後発医薬品使用体制加算 2	バイオ後続品使用体制加算	医療 DX 推進体制整備加算
(2) 特掲診療料の施設基準等		
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	呼吸器リハビリテーション（Ⅰ）	
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	検体検査管理加算（Ⅰ）	
薬剤管理指導料	酸素の購入単価	
CT 撮影及び MRI 撮影	医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造設術）	
二次性骨折予防継続管理料	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料	

2. 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）に関する届出による入院患者様の食事を提供しています。
食事の提供は管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

病院長

令和６年9月１日